

指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センターあい運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社いづみソーシャル・サポートが開設する「居宅介護支援センターあい」が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員は、要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者等が介護保健施設の入所を要する場合にあっては、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健:医療:福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援センターあい
- 2 所在地 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示 50 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名 (常勤兼務)
介護支援専門員 2名 (常勤兼務 1名非常勤専従 1名)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 午前9時から午後6時まで

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供は、次のとおり行うものとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 利用者からの相談を受ける場所 | 相談室兼事務室 |
| 2 使用する課題分析票の種類 | 日本介護福祉士会方 |
| 3 サービス担当会議の場所 | 相談室兼研修室 |
| 4 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 2回／月 程度 |

(指定居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

徳島市、鳴門市、吉野川市、藍住町、板野町、上板町、石井町の区域とする。

(その他運営に附する重要事項)

第9条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保時するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社いづみソーシャル・サポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規定は、平成26年1月1日から施行する。